

## 需給見通し策定にかかる基本的考え方

## (基本方針)

- 今後の医療ニーズの増大や看護の質の向上が求められていることに鑑み、看護職員の就業の現状と同時に、各施設における看護の質の向上や勤務環境の改善などを見込んだ場合の看護職員の必要数について把握する。
- 実態を適切に把握するため、各施設の協力を得て、より精度の高い調査の実施に努める。
- 将来的な見通しなどは各施設において対応しにくい面があることから、需給見通し(中期)と将来推計(長期)とで役割分担しつつ、整合性を確保する。

## (需給見通しの策定について)

第6次見通し	第7次見通しにおける対応の方向
<p>(調査方法について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県は医療計画の策定など医療提供体制の整備について責任を有することから、需要数・供給数について都道府県毎に積み上げを行い、厚生労働省で取りまとめる。</li> </ul> <p>(調査票)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査票と記入要領が別々になっており、また、記入に当たって具体例が示されていない。</li> </ul> <p>(調査票の記入者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査票を記入する者を指定していない。</li> </ul> <p>(調査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 需給見通しの策定に必要な項目以外も含まれている。(別紙)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同左。 ただし、調査の方法について、より各施設の協力が得られるよう工夫する。</li> <li>○ 調査票における看護職員の需要数の記入については、需要数の算出方法を示すなど、記入しやすいように工夫する。</li> <li>○ 調査票を記入する者について、指定する。 看護担当責任者が記載する。提出にあたっては、各施設長に了承を得るものとする。</li> <li>○ 各施設の協力がより得られるよう、例えば、需給見通しの策定に直接関係のない調査項目を整理する。</li> </ul>